

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	特定非営利活動法人 障害者雇用センター オリーブ	種別	就労継続支援 B 型
代表者	渡邊 盛時	管理者	渡邊 盛時
所在地	愛知県愛西市大野町茶木 73	電話番号	0567 - 31 - 7707

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」3-2-1～3-2-4に対応しています。6は通所系、7は訪問系、8は相談支援事業固有事項となっており、各施設・事業所等のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	1
(3) リスクの把握	2
① ハザードマップなどの確認	2
② 被災想定	4
(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	7
① 研修・訓練の実施	7
② BCPの検証・見直し	7
2. 平常時の対応	7
(1) 建物・設備の安全対策	7
① 人が常駐する場所の耐震措置	7
② 設備の耐震措置	7
③ 水害対策	8
(2) 電気が止まった場合の対策	8
(3) ガスが止まった場合の対策	8
(4) 水道が止まった場合の対策	8
① 飲料水	8
② 生活用水	8
(5) 通信が麻痺した場合の対策	9
(6) システムが停止した場合の対策	9
(7) 衛生面（トイレ等）の対策	9
(8) 必要品の備蓄	10
(9) 資金手当て	10
3. 緊急時の対応	11
(1) BCP発動基準	11
(2) 行動基準	11
(3) 対応体制	12
(4) 対応拠点	12
(5) 安否確認	13
① 利用者の安否確認	13
② 職員の安否確認	13
(6) 職員の参集基準	13
(7) 施設内外での避難場所・避難方法	14
(8) 重要業務の継続	15

(9) 職員の管理(ケア).....	15
① 休憩・宿泊場所.....	15
② 勤務シフト.....	15
(10) 復旧対応.....	16
① 破損個所の確認.....	16
② 業者連絡先一覧の整備.....	16
③ 情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応).....	16
4. 他施設との連携.....	17
(1) 連携体制の構築.....	17
(2) 連携対応.....	17
① 事前準備.....	17
② 共同訓練.....	17
5. 地域との連携.....	18
(1) 被災時の職員の派遣.....	18
(2) 福祉避難所の運営.....	18
① 福祉避難所の指定.....	18
② 福祉避難所開設の事前準備.....	18
6. 通所系・固有事項.....	18
7. 訪問系・固有事項.....	19
8. 相談支援事業・固有事項.....	19
<更新履歴>.....	20
(参考) 記入フォーム例.....	21
【様式①】自施設の被災想定.....	22
【様式②】施設・設備の点検リスト.....	23
【様式③】備蓄品リスト.....	24
【様式④】利用者の安否確認シート.....	25
【様式⑤】職員の安否確認シート.....	26
【様式⑥】建物・設備の被害点検シート.....	27
【様式⑦】連絡先リスト.....	28

1. 総論

(1) 基本方針

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

自然災害時における対応の基本方針は以下のとおりとする。

本計画は、大地震等の自然災害などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

発災直後は、利用者および職員の安全確保を第一に考え運営することとする。自然災害時にも必要とされるサービスであることをふまえ、極力業務を継続できるように努めるとともに、やむを得ず事業所の休所や閉鎖となった場合でも、利用者への影響を極力抑えるように事前準備・検討を進める。

自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷になることが懸念される。したがって、職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることとする。

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

平常時の災害対策の推進体制		
主な役割	部署・役職	補足
責任者	理事長	
BCP 推進責任者	BCP 運営委委員会	
対策本部	法人本部	
各事業所 BCP 推進チーム	BCP 推進委員会 管理者・サービス管理責任者	
災害発生時の体制		
主な役割	部署・役職	代行者
責任者	理事長	管理者・サービス管理責任者
BCP 推進責任者	BCP 運営委委員会	管理者・サービス管理責任者
対策本部	法人本部	管理者・サービス管理責任者
緊急班	勤務リーダー	主任
関係機関連絡班	法人本部	管理者・サービス管理責任者
利用者・家族連絡班	管理者・サービス管理責任者	勤務リーダー
介護・食料班	管理者・サービス管理責任者	職員

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

別紙ハザードマップを確認

弥富市 洪水ハザードマップ

Yatomi City Flood Hazard Map

この洪水ハザードマップは、過去の洪水発生履歴、地形、河川、降雨量等のデータを基に作成されています。洪水発生時の浸水想定区域を示しています。浸水想定区域は、浸水想定深度別に色分けされています。

浸水想定深度別の色分け

浸水想定深度1.0m以上	浸水想定深度0.5m以上	浸水想定深度0.2m以上
浸水想定深度0.1m以上	浸水想定深度0.05m以上	浸水想定深度0.02m以上
浸水想定深度0.01m以上	浸水想定深度0.005m以上	浸水想定深度0.002m以上
浸水想定深度0.001m以上	浸水想定深度0.0005m以上	浸水想定深度0.0002m以上
浸水想定深度0.0001m以上	浸水想定深度0.00005m以上	浸水想定深度0.00002m以上
浸水想定深度0.00001m以上	浸水想定深度0.000005m以上	浸水想定深度0.000002m以上
浸水想定深度0.000001m以上	浸水想定深度0.0000005m以上	浸水想定深度0.0000002m以上

弥富市避難所マップ

1次指定避難所

名称	所在地	収容人数
弥富市立中央公民館	弥富市中央1-1-1	1,000名
弥富市立東公民館	弥富市東1-1-1	500名
弥富市立西公民館	弥富市西1-1-1	500名
弥富市立南公民館	弥富市南1-1-1	500名
弥富市立北公民館	弥富市北1-1-1	500名
弥富市立東公民館	弥富市東2-1-1	500名
弥富市立西公民館	弥富市西2-1-1	500名
弥富市立南公民館	弥富市南2-1-1	500名
弥富市立北公民館	弥富市北2-1-1	500名

2次指定避難所

名称	所在地	収容人数
弥富市立東公民館	弥富市東3-1-1	500名
弥富市立西公民館	弥富市西3-1-1	500名
弥富市立南公民館	弥富市南3-1-1	500名
弥富市立北公民館	弥富市北3-1-1	500名
弥富市立東公民館	弥富市東4-1-1	500名
弥富市立西公民館	弥富市西4-1-1	500名
弥富市立南公民館	弥富市南4-1-1	500名
弥富市立北公民館	弥富市北4-1-1	500名

非常持ち出し品チェックリスト

避難所での生活に必要な持ち出し品を確認してください。

避難所での生活に必要な持ち出し品

- 現金・貴重品
- 薬品
- 食料
- 飲料
- 衣類
- 寝具
- 洗面用品
- 衛生用品
- 防災用品
- その他

避難所での生活

避難所での生活に必要な知識と行動指針。

避難所での生活

- 避難所での生活
- 避難所での生活
- 避難所での生活
- 避難所での生活

弥富市洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップの概要と利用方法。

洪水ハザードマップ

- 洪水ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ

弥富市洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップの概要と利用方法。

洪水ハザードマップ

- 洪水ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ

弥富市洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップの概要と利用方法。

洪水ハザードマップ

- 洪水ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ

弥富市洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップの概要と利用方法。

洪水ハザードマップ

- 洪水ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ

弥富市洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップの概要と利用方法。

洪水ハザードマップ

- 洪水ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ

弥富市洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップの概要と利用方法。

洪水ハザードマップ

- 洪水ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ
- 洪水ハザードマップ

本曾川洪水想定区域図 (想定最大浸水)

本曾川洪水想定区域図 (想定最大浸水)

この図は、本曾川流域の洪水想定区域を示しています。浸水想定深度は、浸水想定深度別に色分けされています。

浸水想定深度別の色分け

浸水想定深度1.0m以上	浸水想定深度0.5m以上	浸水想定深度0.2m以上
浸水想定深度0.1m以上	浸水想定深度0.05m以上	浸水想定深度0.02m以上
浸水想定深度0.01m以上	浸水想定深度0.005m以上	浸水想定深度0.002m以上
浸水想定深度0.001m以上	浸水想定深度0.0005m以上	浸水想定深度0.0002m以上
浸水想定深度0.0001m以上	浸水想定深度0.00005m以上	浸水想定深度0.00002m以上
浸水想定深度0.00001m以上	浸水想定深度0.000005m以上	浸水想定深度0.000002m以上

避難所での生活

避難所での生活に必要な知識と行動指針。

避難所での生活

- 避難所での生活
- 避難所での生活
- 避難所での生活

日光川洪水想定区域図 (想定最大浸水)

日光川洪水想定区域図 (想定最大浸水)

この図は、日光川流域の洪水想定区域を示しています。浸水想定深度は、浸水想定深度別に色分けされています。

浸水想定深度別の色分け

浸水想定深度1.0m以上	浸水想定深度0.5m以上	浸水想定深度0.2m以上
浸水想定深度0.1m以上	浸水想定深度0.05m以上	浸水想定深度0.02m以上
浸水想定深度0.01m以上	浸水想定深度0.005m以上	浸水想定深度0.002m以上
浸水想定深度0.001m以上	浸水想定深度0.0005m以上	浸水想定深度0.0002m以上
浸水想定深度0.0001m以上	浸水想定深度0.00005m以上	浸水想定深度0.00002m以上
浸水想定深度0.00001m以上	浸水想定深度0.000005m以上	浸水想定深度0.000002m以上

避難所での生活

避難所での生活に必要な知識と行動指針。

避難所での生活

- 避難所での生活
- 避難所での生活
- 避難所での生活

内川洪水想定区域図 (想定最大浸水)

内川洪水想定区域図 (想定最大浸水)

この図は、内川流域の洪水想定区域を示しています。浸水想定深度は、浸水想定深度別に色分けされています。

浸水想定深度別の色分け

浸水想定深度1.0m以上	浸水想定深度0.5m以上	浸水想定深度0.2m以上
浸水想定深度0.1m以上	浸水想定深度0.05m以上	浸水想定深度0.02m以上
浸水想定深度0.01m以上	浸水想定深度0.005m以上	浸水想定深度0.002m以上
浸水想定深度0.001m以上	浸水想定深度0.0005m以上	浸水想定深度0.0002m以上
浸水想定深度0.0001m以上	浸水想定深度0.00005m以上	浸水想定深度0.00002m以上
浸水想定深度0.00001m以上	浸水想定深度0.000005m以上	浸水想定深度0.000002m以上

② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

別紙 弥富地域防災計画を参照

(1) 想定するリスクの設定及び被害の想定

本市に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震・津波、風水害(豪雨、暴風、洪水、高潮、竜巻)〕を対象とします。なお、被害については、地震・津波・高潮など、具体的な想定がある災害はこれを用い、具体的な想定がない災害は過去の災害事例等を参考に想定します。

(2) 地震・津波により想定される被害

「本市の南海トラフ地震被害予測調査(平成 26(2014)年 8 月公表)においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる 2 つの地震・津波モデルによる被害を想定しています。

過去地震最大モデル

a 「過去地震最大モデル」南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の 5 地震)を重ね合わせたモデルです。本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものです。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとしました。(「理論上最大想定モデル」による想定)南海トラフで発生するおそれのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものです。-7-(※国が平成24(2012)年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。)本県の地震・津波対策を行う上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものです。

建物被害・人的被害 【被害量の想定結果】

a 「過去地震最大モデル」

揺れ、液状化

○平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度 6 強以上の強い揺れが想定されます。一部の地域で、震度 7 の非常に強い揺れが想定される場所もあります。○尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっています。震度 7 : 7 市町、6 強 : 21 市町村、6 弱 : 22 市町村、5 強 : 4 市町

浸水・津波

○弥富市では、最短で約 84 分後に津波(30cm)が到達すると想定されます。○堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっています。○揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定されます。

被害量の想定結果

被害量の想定結果建物被害 ※1	揺れによる全壊	約200棟
	液状化による全壊	約400棟
	津波・浸水による全壊	約1,400棟
	急傾斜地崩壊等による全壊	わずか
	地震火災による焼失	約20棟
	合計	約2,100棟
人的被害 ※2	建物倒壊等による死者	約10人
	浸水・津波による死者	約400人
	急傾斜地崩壊等による死者	わずか
	地震火災による死者	わずか
	死者数合計	約410人
ライフライン被害	上水道(断水人口)	約43,000人
	下水道(機能支障人口)※3	約5,300人
	電力(停電軒数)	約22,000軒
	固定電話(不通回線数)	約9,000回線
	携帯電話(低波基地局率)※3	約84%
	LPGガス(機能支障世帯)	約7,800世帯
生活への影響	避難所における避難者数 ※4	約37,000人
	帰宅困難者数 ※5	約3,400～3,800人

※1 市全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方18時の場合

※2 市全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合

※3 発災1日後の想定

※4 発災1週間後の想定

※5 平日12時

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

揺れ、液状化

○平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度6弱以上の強い揺れが想定されます。また、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが想定されます。

○震度7が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっています。

○尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっています。

陸側ケース

震度7：32市町村、6強：14市町、6弱：8市町村

東側ケース

震度7：17市町、6強：27市町村、6弱：5市町、5強：4市町、5弱：1村

浸水・津波

- 弥富市では、最短で約 81 分後に津波(津波高 30cm)が到達すると想定されます。
- 堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっています。
- 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定されます。

被害量の想定結果

建物被害 ※1	揺れによる全壊	約2,600棟
	液状化による全壊	約400棟
	津波・浸水による全壊	約5,400棟
	急傾斜地崩壊等による全壊	わずか
	地震火災による焼失	約200棟
	合計	約7,900棟
人的被害 ※2	建物倒壊等による死者	約200人
	浸水・津波による死者	約1,100人
	急傾斜地崩壊等による死者	わずか
	地震火災による死者	わずか
	死者数合計	約1,200人

※1 市全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方18時の場合(地震：陸側ケース、津波 ケース①)

※2 市全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合(地震：陸側ケース、津波ケース①)

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

<記入フォーム例>

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電気							復旧	→	→
E V							復旧	→	→
飲料水	備蓄	備蓄	備蓄	復旧	→	→	→	→	→
生活用水				復旧	→	→	→	→	→
ガス					復旧	復旧	→	→	→
携帯電話				復旧	→	→	→	→	→
メール				復旧	→	→	→	→	→
メール				復旧	→	→	→	→	→

(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

「緊急時の対応」に沿って、訓練を実施する。年2回実施が求められている消火訓練及び避難訓練に合わせて、年1回は研修を実施し、年1回は訓練を実施する。

*訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

評価プロセス（BCP対策委員会で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取り組の評価と改善を行うことを記載する。

業務継続計画（BCP）は、年1回実施する研修及び年1回実施する訓練の実施後に、災害対策委員会で協議し、見直しを行う。見直した業務継続計画（BCP）は、院長の決済を経て、職員に周知する。災害対策委員会は、職員から業務継続計画（BCP）について改善すべき事項について意見を聞くこととし、その内容を災害対策委員会の議論に反映する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物		新耐震基準設計のもの

② 設備の耐震措置

- 共有スペース・事務所など、職員、入所者・利用者が利用するスペースでは、設備・什器類の転倒・転落・破損等の防止措置を講じる。
- 不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。
- 破損して飛散した場合に特に留意が必要な箇所（ガラス天井など）や避難経路には飛散防止フィルムなどの措置を講じる。
- 消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	浸水の危険性について、月1回設備担当が確認。	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか	浸水の危険性について、月1回設備担当が確認。	
暴風雨による危険性の確認	訓練の際に点検し、必要に応じて補修を行う。	
周囲に倒れそうな樹木、飛散しそうなものはないか	訓練の際に点検し、必要に応じて補修を行う。	

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器; PC	バッテリー充電器
照明器具	懐中電灯、乾電池、ろうそく
暖房機器	毛布、カイロ

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
調理器具	カセットコンロ 5台 電気湯沸かし器、炊飯器、ホットプレート（電気が使用可能な場合）

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

① 飲料水

備蓄 職員と利用者数×2ℓ×3日分の飲料水（1人6ℓ）を確保しておき、保存期間に留意する。

② 生活用水

ポリタンクに、5本貯水しておく。

*貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話／携帯メール／PCメール／SNS等

固定電話 5台

事業所のスマートフォン 5台

職員全員の携帯 各1台 (全員メール可)

ソーラーバッテリー 1台 (ほかにも、職員で個人として1台)

手回しバッテリー 1台

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する(手書きによる事務処理方法など)。

- ・ 浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。
- ・ データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

サーバー等お浸水リスクの少ない2階事務室に置くこととする。

データの喪失に備えて、最新データにバックアップを行う。重要書類は、紙で保管。

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

トイレ対策

1. 簡易トイレ及び消臭固化剤を備蓄する。

2. 電気・水道が止まった場合

- (1) 速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、利用者への周知を徹底する。
- (2) 汚物等の保管場所を決めておく。
- (3) 汚物には、消臭固化剤を使用する。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

- ・行政支援開始の目安である被災後3日目まで、自力で業務継続するため備蓄を行う。
- ・準備した備蓄品はリスト化し、賞味期限や使用期限のあるものを中心に担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行う。

<参考：備蓄品リスト>

食料品：

米（無洗米）、飲料水、缶詰、経管栄養食、高カロリー食、インスタント食品、栄養ドリンク など

衛生用品：

消毒剤、脱脂綿、絆創膏、包帯、三角巾、おむつ、マスク、ウェットティッシュ、生理用品、タオルなど

日用品：

紙容器（食器）、ラップ、カセットコンロ、電池、使い捨てカイロなど災害用備品：ブルーシート、ポリ袋、ポリタンク（給水受け用） など

<参考：備蓄数量の考え方>

水：1人1日3ℓ、3日で9ℓ

食料：1人1日3食、3日で9食

※新型コロナウイルス感染症下における対応として、感染対策に係る資材、防護具等（マスク、体温計、ゴム手袋（使い捨て）、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て袖付きエプロン、ガウン、キャップ等）についても在庫量・必要量の管理を行い、数日分の備蓄を行うことが望ましい。

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

1. 地震保険 企業総合保険 株式会社アトラス 059-373-7552
2. 火災保険 損害保険ジャパン ソニック名古屋/大隅 052-223-0270（水害特約）
3. 手元金 常時、金庫で1000円札×100枚=10万円

*地震保険の保険契約については地域によって制限がある。

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

愛西市市周辺において、震度6強以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱などを総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合、院長の指示によりBCPを発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】

- ・大雨警報（土砂災害）、洪水警戒が発表されたとき。
- ・台風により高潮注意報が発表されたとき。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
渡邊 盛時	加藤 真由美	水谷 真子

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

発生時の行動指針は、下記の通りとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物の倒壊など）
- ③ 地域との連携
- ④ 情報発信

平常時 日常点検 訓練見直し

情報交換 情報共有



直後 命を守る行動

(安全確保、避難)



当日 二次災害対策

(避難場所の確保等)

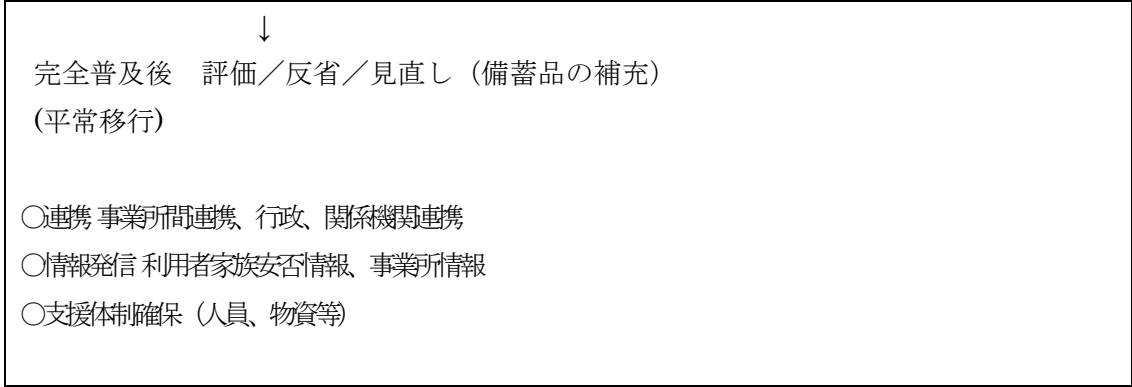


体制確保後 事業順次再開



体制回復後 通常営業・業務





（３） 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

【地震防災活動隊】 隊長 管理者・BCP対策委員
地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。

【情報班】 行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、隊長に報告するとともに、利用者家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。
班長：管理者およびサービス管理責任者

【消火班】 地震発生直後直ちに火元の点検、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。
班長：BCP対策委員

【応急物資班】 食料、飲料水の確保に努めるとともに、飲料水等の配布を行う。
班長：常勤職員

【安全指導班】 利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。隊長の指示がある場合は利用者の避難誘導を行う。家族への引継ぎを行う。
班長：常勤職員

【救護班】 負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う。
班長：全スタッフ

【地域班】 地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティア受け入れ体制の整備対応を行う。
班長：常勤職員

（４） 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
2階 作業場	2階 事務室	

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。
なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

【安否確認ルール】

震災発生時は、電話、SNS 等にて利用者の安否確認を行う。お預かり時に負傷者が発生した場合には応急処置を行い、必要な場合は海鞘病院へ搬送する。

【医療機関への搬送方法】

海鞘病院にて対応

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

（例）携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

【施設内】

・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各事業所で点呼を行い、管理者に報告する。

【自宅等】

・自宅等で被災した場合（自地域で震度5強以上）は、①電話、②携帯メール、③災害用伝言ダイヤルで、施設に自身の安否情報を報告する。

・報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

1. 震度強以上の揺れが発生した場合は、職員から事業所に連絡をとり、30分以上連絡が取れない場合は、安全を確保しながら参集する。

2. 自ら又は家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集はしなくてよい。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	1階 作業場	
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・避難場所を大声で周知しながら、集合する。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難時は極力、靴をはく。 	・

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	株式会社リバイブ	弥富市立白鳥小学校
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時は、靴をはく。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された方がいぬいか、大声で確認しながら避難する。 ・車いすの方は、極力複数で補佐する。 ・応急手当セットを持ち出す (管理者) 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時は、靴をはく。 ・利用者がいる場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・車や落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された方がいぬいか、大声で確認しながら避難する。 ・車いすの方は、極力複数で補佐する。 ・応急手当セットを持ち出す (管理者)

(8) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤率と合わせて時系列で記載すると整理しやすい）。

経過目安	発生後 6 時間	発災後 1 日	発災後 3 日	発災後 7 日
職員数	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
在庫量	90%	70%	20%	100%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
重要業務の基準	安全と生命を守るため必要最低限の業務	一部減少・休止	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づく	ほぼ通常
食事支援	必要な方に支援	必要な方に支援	必要な方に支援	ほぼ通常

(9) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
2階 事務室	2階 多目的室

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

職員の体調や業務負担の軽減に配慮して勤務シフトを作成するものとする。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

<建物・設備の被害点検シート>

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を整備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
小笠原クリニック	0567-56-5533	内科、消化器、小児科
中部電力ミライズ	0570-048-155	電気
アストモスリテイリング(株)	0567-96-2828	ガス
海部南部水道企業団	0567-32-3111	水道
解体業者	0567-65-5098	リバイブ
建設会社	0567-32-1053	見田興行

③ 情報発信 (関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

情報発信にあたっては、院長を含む複数の管理者による合議を踏まえて行う。発表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーにも配慮する。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
株式会社ビジネス・ソリューション	0567-33-1191	グループ企業
株式会社リバイブ	0567-65-5098	関係企業

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
加賀医院	0567-31-0036	協力医療機関協定の締結
小笠原医院	0567-56-5533	協力医療機関協定の締結
たなかメンタルクリニック	0567-96-8010	協力医療機関協定の締結

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
弥富市 障害福祉グループ	0567-65-1111	社会福祉課
弥富市社協	0567-26-8105	社会福祉協議会

(2) 連携対応

① 事前準備

利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

※利用者カード参照

② 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

防火訓練 避難訓練（年2回）について、自治会の方にも参加をお願いする。

自治会との連携を密にする。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

災害対策委員会で、今後検討する。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

災害対策委員会で、今後検討する。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

・受入れ手順については、愛西市福祉課と協議の上、事業所内において確認を行う。
・必要な機材については、受入れ分も含めて備蓄するとともに、レンタル等の活用も考え災害対策委員会で、今後検討する。

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

- サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
- 平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

- 台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想

定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

○サービス提供を長期間休止する場合は、必要に応じて、他事業所のサービス等への変更を検討する。
○利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。

7. 訪問系・固有事項

【平時からの対応】

○サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
○平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

○台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

○サービス提供を長期間休止する場合は、必要に応じて、他事業所のサービス等への変更を検討する。
○利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等で対応する。

8. 相談支援事業・固有事項

【平時からの対応】

○サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておく。
○平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能・事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫する。

【災害が予想される場合の対応】

○台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想

定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

○サービス提供を長期間休止する場合は、必要に応じて、他事業所のサービス等への変更を検討する。
○利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等に対応する。

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和6年3月15日	制定	渡邊